

## 美浜町建設工事総合評価落札方式試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本町が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が本町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価落札方式」という。)の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象となる工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、技術的な工夫の余地がある工事のうち、町長が第5条第1項に規定する美浜町総合評価審査会の審議を経て、総合評価落札方式による入札の執行が適当であると認めた工事とする。

### (評価の方法)

第3条 総合評価落札方式の評価の方法は、同種の工事の経験、成績等及び入札価格を一体として評価する第8条第2項に定める方法とする。

### (入札の方法)

第4条 総合評価落札方式の入札の方法は、制限付き一般競争入札(事後審査型)(以下「一般入札(事後型)」という。)により行うものとする。

### (美浜町総合評価審査会)

第5条 総合評価落札方式に係る事務を執行するため、美浜町総合評価審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の組織は、副町長を委員長とし、その他の委員については、委員長が指定する者をもって構成する。

3 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合評価落札方式を行うことの適否の決定
- (2) 総合評価落札方式における落札者決定基準の決定
- (3) 入札に参加する者の技術に関する資料(以下「技術資料」という。)についての審査及び評価

### (学識経験者の意見の聴取)

第6条 審査会は、総合評価落札方式を実施するに当たり、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)で構成される美浜町総合評価技術委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

### (公告の方法)

第7条 総合評価落札方式における公告は、入札公告(様式第1号)により行うものとする。

2 総合評価落札方式における公告をするときには、美浜町制限付き一般競争入札

(事後審査型)実施要領のほか、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 当該工事が対象工事であること。
- (2) 評価の方法及び落札者の決定方法
- (3) 失格基準を設けた場合においては失格基準
- (4) 技術提案等に係る内容の履行の確保に関する方法
- (5) その他総合評価落札方式に関し必要と認められる事項  
(評価の基準及び方法)

第8条 総合評価落札方式における評価の項目、内容及び基準については、別表を参考として設定するものとする。

- 2 総合評価落札方式による評価の方法は、標準点(100点)と技術評価点(各評価項目の評価に応じて与えられる加算点の合計(最高10点)(以下「評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除して得られた数値(以下「評価値」という。))をもって行うものとする。

(技術資料の提出)

第9条 総合評価落札方式による入札に参加を希望する者(以下「入札参加者」という。)は、公告の日から起算して原則として10日後(美浜町の休日を定める条例(平成元年美浜町条例第22号)第1条に規定する町の休日を含む。)までに技術資料を提出しなければならない。

- 2 技術資料の様式については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 技術資料提出書(様式第2号)
- (2) 企業の技術力(様式第3号)
- (3) 企業の工事成績算出対象工事(様式第4号)
- (4) 主任(監理)技術者の資格・工事経験(様式第5号)

- 3 技術資料の内容、提出方法、提出期間、提出場所その他必要な事項については、公告に明示しなければならない。

- 4 技術資料の提出は、郵送又は持参により行うものとする。

- 5 技術資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。

- 6 技術資料が提出された場合、その返却及び公表は行わないものとする。

- 7 技術資料の提出後における提案内容の変更は、認めないものとする。

(入札の執行)

第10条 入札の日時は、公告に明示しなければならない。

- 2 入札の回数は、2回(うち再入札1回)限りとする。

- 3 入札執行者は、開札後、落札を保留し、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴取する必要があるときは、その聴取を行い、審査会の議を経て落札者を決定するものとする。

(入札参加資格の確認及び技術資料の審査)

第11条 一般入札(事後型)における入札参加資格の確認については、入札後に行う。

- 2 技術資料の審査については、契約権者が入札参加資格確認資料の提出を求めた者

に対して行うこととする。

3 技術資料の内容について疑義がある場合は、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

(失格基準)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者のした入札は、失格とするものとし、その旨を公告に明示するものとする。

(1) 提出した技術資料が最低限の要件を満たしていない者

(2) 失格基準価格を設定した場合にあっては、失格基準価格を下回る価格で入札を行った者

(落札者の決定)

第13条 落札候補者を決定しようとするときは、次に掲げる要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

(1) 提出した技術資料が最低限の要求要件を満たしていること。

(2) 入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格であり、かつ、失格基準価格を設定した場合にあっては失格基準価格以上の価格であること。

2 前項の規定により落札候補者が決定した場合は、落札保留の日から原則として7日(町の休日を含む。)以内に落札者を決定するものとする。

3 低価格入札調査に係る調査基準価格を設定した場合には、調査基準価格を下回った者のうち、評価値が高い者について低価格入札調査を行った後、委員会の意見を聴取し、落札者の決定を行うものとする。

4 評価値の最も高い者が二者以上あるときは、委員会の意見を聴取した後、くじにより落札者を決定するものとする。

5 落札者決定の通知については、落札決定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(非落札者への理由の説明)

第14条 非落札者のうち、落札者の決定の結果に対して不服がある者は、前条の通知の日から5日(町の休日を除く。)以内に書面をもって町長に非落札の理由の説明を求めることができる。

2 町長は、前項の説明を求められた日から原則として7日(休日を含む。)以内に書面をもって回答するものとする。

(入札結果の公表)

第15条 工事発注担当課の長は、落札者の決定後、総合評価落札方式の入札結果を美浜町公共工事の入札及び契約に関する情報の公表要綱(平成13年美浜町告示第55号。)に基づき、速やかに公表するものとする。

2 入札結果の公表の際その一覧表には、落札者について、落札者であること、応募資格が確認されていること及び落札決定日を表示するほか、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 入札参加者名

(2) 入札参加者の入札価格

- (3) 入札参加者の評価点
- (4) 入札参加者の評価値
- (5) 失格となった者がいる場合にはその理由  
(その他)

第16条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。